

3. 指定管理者の選定方法

（1）公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

（2）公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。ただし、現指定管理者を引き続き次期指定管理者とする場合に、下記①から④について、11の（1）に定める内部評価の直近の総合評価が7割未満で、かつ選定申し込みまでに改善が見込まない場合は、この限りでない。

- ① 施設の管理運営にあたり、利用者との高度な信頼関係の構築が求められ、事業運営の継続性、安定性又はノウハウの蓄積を特に必要とする場合
- ② 区の出資団体による管理運営が必要な場合
 - （ア） 施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、区の出資団体による管理運営が最適と認められる場合
 - （イ） 困難なケースへの対応など、区の出資団体以外の事業者の参入が難しく、区民のセーフティネットとして必要な福祉サービスを安定的、継続的に供給するなど区と連携を図りながら福祉施策を担う場合
 - （ウ） 上記（ア）（イ）のほか、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体が、区と密接な連携を図りながら区の政策を推進する場合
- ③ 施設のあり方の見直しや、改修等の事情によって指定期間が5（1）に定める標準期間より短くなるときに、業務の安定性及び継続性の観点から、引き続き同一の指定管理者による運営が望ましい場合
- ④ 複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合
- ⑤ その他やむを得ない事情により、公募する時間的余裕がない場合

（3）継続の場合の特例

（1）の規定に基づき選定された指定管理者が管理を行う施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定しようとする場合であって、現指定管理者の実績等を考慮して、施設の設置目的を最も効果的に達成できると区長等が判断した場合は、公募によらず現指定管理者を再選定することができる。

ただし、この場合の再選定は、各施設について2回連続で行うことはできない。

（4）複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。